

伐木等の業務特別教育修了者を対象とした補講イ カリキュラム表

(平成31年2月14日付け基発第0214第9号労働基準局長通達)

部 別	学 科	科 目	範 囲	時 間
午 前 の 部	学 科 教 育	伐木等作業に関する知識 (1.0)	(1) 造材の方法 (2) 下肢の切創防止用保護衣等の着用	9:15 ～ 10:15
		休 憩		10:15～ 10:20
	関係法令 (1.0)	(1) 法、令及び新安衛則中の関係条項	10:20 ～ 11:20	
	休 憩		11:20～ 11:30	
	実 技 教 育	伐木等の方法 (0.5)	(1) 下肢の切創防止用保護衣等の着用	11:30 ～ 12:00
午 後 の 部	学 科 教 育	伐木等作業に関する知識 (1.0)	(1) 造材の方法 (2) 下肢の切創防止用保護衣等の着用	13:15 ～ 14:15
		休 憩		14:15～ 14:20
	関係法令 (1.0)	(1) 法、令及び新安衛則中の関係条項	14:20 ～ 15:20	
	休 憩		15:20～ 15:30	
	実 技 教 育	伐木等の方法 (0.5)	(1) 下肢の切創防止用保護衣等の着用	15:30 ～ 16:00

\*科目欄の( )は、時間数。